



モクレン

中山会計事務所 税と経営

編集 発行人
税 理 士
行 政 書 士

中山 慎也

〒227-0062
横浜市青葉区青葉台2-2-5
松本ビル5F
TEL 045(984)1551(代)
FAX 045(984)3389

3月

(弥生) MARCH

20日・春分の日

日	・	9	23
月	・	10	24
火	・	11	25
水	・	12	26
木	・	13	27
金	・	14	28
土	1	15	29
日	2	16	30
月	3	17	31
火	4	18	・
水	5	19	・
木	6	20	・
金	7	21	・
土	8	22	・

3月の税務と労務

- | | |
|---|---|
| 国 税 ／令和6年分所得税の確定申告
2月16日～3月17日 | 国 税 ／1月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 3月31日 |
| 国 税 ／個人の青色申告の承認申請
3月17日 | 国 税 ／7月決算法人の中間申告
3月31日 |
| 国 税 ／贈与税の申告
2月1日～3月17日 | 国 税 ／4月、7月、10月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 3月31日 |
| 国 税 ／2月分源泉所得税の納付
3月10日 | 地方税 ／個人の都道府県民税、市区町村民税、事業税(事業所税)の申告
3月17日 |
| 国 税 ／個人事業者の令和6年分消費税等の確定申告
3月31日 | |

ワンポイント 収受日付印の押なつ廃止

国税庁は今年1月から、書面で提出された申告書等の控えへの、収受日付印の押なつを行わないこととしました。控えの収受日付印以外で、申告書等の提出事実や提出年月日を確認する方法としては、申告書等情報取得サービスや納税証明書の交付請求などにより確認することができます。

要注意！ 消費税の届出書

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）は、法人・個人事業者問わず、国内で行った「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務提供」に対して、免税又は非課税とされるものを除き課税される税金です。

課税対象となる取引は幅広く、取引価額の決定や見込み利益額の算出に当たって、消費税

等の額の正確な算定は欠かすことのできない重要な要素です。そして、消費税等の処理に当たっては、課税事業者・免税事業者の選択や、簡易課税制度の選択、適格請求書発行事業者の選択など、税務署に届出をすることにより適用可能となる制度が多く設けられています。これらの届出書の提出を失念して多額の納税を余儀なくされたり、逆に消費税等の額の還付を受けられなくなったりするトラブルは後を絶ちません。

今回は、実務上、特に注意を要する消費税等の届出関係の留意事項を見ていきます。

1 課税事業者選択届出書・課税事業者選択不適用届出書

(1) 課税事業者と免税事業者
消費税の納税義務者は、原則として、その課税期間の基準期間（法人は前々期・個人事業者は前々年分）の課税売上高が1千万円を超える事業者（課税事業者）です。したがって、その課税期間の基準期間の課税売上高が1千万円以下の事業者は消費税等の納税義務が免除されま

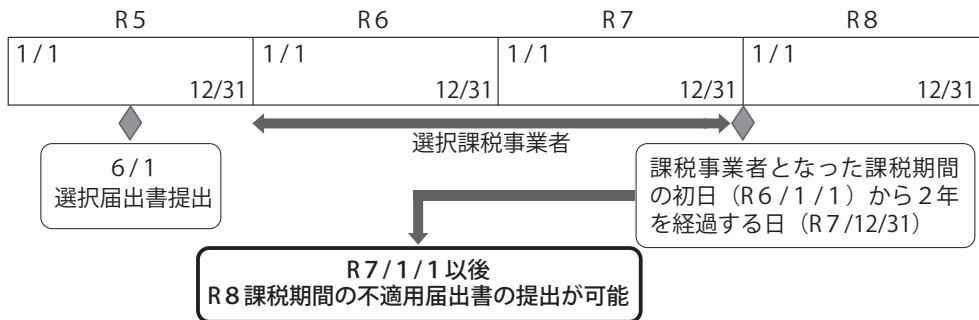
(2) 選択課税事業者とは
す（免税事業者）。

免税事業者が「課税事業者選択届出書」（以下「選択届出書」）を提出した場合、その選択届出書の提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後は課税事業者になることができます（選択課税事業者）。

免税事業者は消費税の還付を受けられませんので、高額な資産を購入することなどを計画している場合に、その資産の購入等を行う課税期間に合わせて免税事業者から選択課税事業者となり、その資産等の課税仕入れに係る消費税等の還付を受けようとする場合は、実務上よく見受けられる処理です。

選択課税事業者は、その後、「課税事業者選択不適用届出書」（以下「不適用届出書」）を提出することにより、選択課税事業者をやめることができます。しかしながら、不適用届出書は、選択課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、提出することができません。【表1】

表1 選択届出書・不適用届出書の提出
事例・12月決算法人 R5/6/1に選択届出書を提出



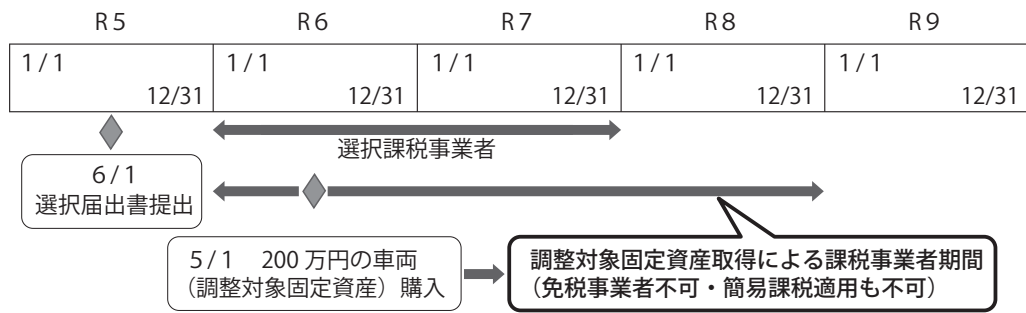
(3) 選択課税事業者の注意点
 選択課税事業者になり、購入資産等に係る消費税等の還付を受けたとしても、翌課税期間も課税事業者として継続して消費税等の納税を行うことになり、また、課税事業者の選択に当たっては2課税期間の通算で納税額と還付額を比較するなど、慎重な検討が必要です。

更に、選択課税事業者になった課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間において、棚卸資産以外の資産で税抜価額が100万円以上の資産（以下「調整対象固定資産」）を課税仕入れした場合は、その課税仕入れをした課税期間の初日から原則として3年間は、免税事業者になることも簡易課税制度の適用を受けることもできません。【表2】

表2の事例において、令和6年5月1日に調整対象固定資産を取得した場合、令和6年12月期から3年間は免税事業者に戻れず、結果として令和8年12月期まで課税事業者として消費税等の納税を継続することとなります。

表2 調整対象固定資産の取得

事例・12月決算法人 R5/6/1に選択届出書を提出 R6/5/1に200万円の車両を購入



2 消費税簡易課税制度選択届出書

(1) 簡易課税制度とは
 基準期間の課税売上高が5千万円以下の事業者は、課税売上に係る消費税額に、業種区分に応じた「みなし仕入率」(40% (90%) を乗じて仕入控除税額を算出する簡易課税制度を適用することができます。

この制度の適用を受けるためには、原則として適用を受けようとする課税期間が開始する日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」(以下「簡易課税届出書」) を提出する必要があります。そして簡易課税制度を選択した場合、2年間は継続して適用しなければなりません。

(2) 簡易課税制度の注意点
 簡易課税届出書を提出している場合であっても、基準期間の課税売上高が5千万円を超える場合には、その課税期間については簡易課税制度を適用することができません。ただし、その場合でも、当初提出した簡易課税届出書の効力は失われず、基準期間の課税売上高が5千万円

以下になった課税期間については、再び簡易課税制度を適用しなければなりません。

このことを失念し、簡易課税届出書の提出後、課税売上高が5千万円を超え一般課税を適用していた事業者が、基準期間の課税売上高が再び5千万円以下となった課税期間について一般課税により消費税等の還付を受けたところ、税務署から簡易課税届出書が提出されていることを指摘され、多額の追徴課税を受けた事例も発生しています。

特に経理担当者が交代した場合などは、このようなトラブルが起きる可能性があるため、十分な注意が必要です。

3 まとめ

消費税等の各種届出は提出の可否を事前に十分検討するとともに、いったん提出した届出書は的確に管理する体制を整えることが、トラブルの未然防止に有効です。

【参考資料】
 国税庁
 消費税等
 届出書について



税金クイズ

査察事件の一審判決で、有罪判決の割合は次のうちどれでしょうか？

- ① 50%
- ② 75%
- ③ 100%

【解説】

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、それにより多くの人に注意を促す「一罰百戒」の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

令和5年度においては、特に、消費税事案や無申告事案、国際事案などを重点事案として全国で154件の査察調査に着手し、前年からの継続事案を含め151件を処理（検察庁への告発の可否を判断）、うち101件を検察庁に告発しました。告発し

た事案に係る脱税総額は89億円であり、1件当たりの脱税額は8,800万円でした。

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、脱税者が数千万円規模で費消をしていた事例もあり、その使途としては、①高級車両の購入、②有価証券等への投資、③暗号資産の購入、④競馬や海外カジノ・ネットカジノ等のギャンブル、⑤飲食等の交際費・遊興費などがみられました。

また、脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、①天井裏、②階段下収納、③蔵に置かれた木箱、④銀行の貸金庫に現金を隠していた事例がありました。

令和5年度中の一審判決は83件であり、全てに有罪判決が言い渡され、そのうち9人に実刑判決が出されました。なお、実刑判決のうち最も重いものは、査察事件単独で懲役4年、他の犯罪と併合されたもので懲役6年でした。

正解は、③100%でした。

（出典：国税庁ホームページ）

KEY WORD

法人税

消費税等の損金算入の時期

事業者がすべての取引について税込経理方式を選択適用した場合には、課税売上げに対する消費税等の額は収益の額に含まれ、また、課税仕入れに対する消費税等の額は仕入金額や経費などの額に含まれます。

このため、納付すべき消費税等の額は、租税公課として損金の額に算入しますが、この場合の損金算入時期は、原則は、その申告書が提出された日の属する事業年度です。例えば、令和7年3月期の法人税・消費税の申告書を同年5月に提出したら、令和8年3月期の損金となります。

しかし、法人が申告期限未到来の納税申告書に記載すべき消費税等の額を損金経理により未払金に計上した場合は、その計上した事業年度の損金の額に算入します。上記の例では、令和7年3月期において「租税公課／未払金」とした場合は、同事業年度の損金の額に算入することになります。

離婚して土地建物などを渡したとき

夫婦が離婚したとき、一方から他方に財産を渡すことを財産分与といいます。財産分与が土地や建物などで行われたときは、分与した人に譲渡所得が課税されます。例えば、夫婦が協力によって得た夫名義の不動産（時価4千万円、購入時2千万円）があり、財産分与の割合は $\frac{1}{2}$ とします。夫は妻に持分 $\frac{1}{2}$ （時価

2千万円）を移転して財産分与しました。夫は購入時の $\frac{1}{2}$ である1千万円相当の分与で2千万円の財産分与義務を消滅させており、差益1千万円に譲渡所得が課税されます。

理解しにくいかもしれませんが、持分の $\frac{1}{2}$ （1千万円相当）を2千万円で売却し現金で妻に分与しようとする、売却益1千万円が譲渡所得として課税されます。これと同じと考えれば納得できるかもしれません。